

名瀬中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法総則第2条より

(2) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態は少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※「鹿児島県いじめ防止基本方針（H29.10）」より

(3) いじめ防止対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であり、「名瀬中学校にも起こる可能性がある」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を築き、毎日楽しく、安心して学校生活を送ることができるようにする必要がある。

子どもは、人と人とのかわり合いの中で自己の特性や可能性を少しずつ認識し、また、他者の長所等を発見する。学校や地域が互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

ア いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。

イ 子ども健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

ウ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(4) いじめの特質

ア いじめはいつでもどこでも、誰にでも起こり得るものである。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多い。

ウ いじめは遊びやわるふざけを装って行われるなど、いじめと判断しにくい形で行われることがある。

エ いじめは複雑化・深刻化すると人の命に関わるものである。

オ いじめは、いじめられた側といじめた側の双方の心身のケアを要するものである。

カ いじめの解消は謝罪のみによらず、長期的な手立てと見守りを要するものである。

(5) いじめの種類

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれや集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ケ その他、上記の例に当てはまらない場合にも、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 未然防止の取組

(1) 学校の取組

ア 「主体的・対話的で深い学び」をめざした、わかる授業を実践に向けて工夫・改善に努める。

イ いじめ基本方針の共通理解と共通実践を図り、積極的な生徒指導に努める。

ウ 道徳や学級活動、各教科の授業や学校行事において生徒の居場所を作り、自己有用感や達成感を
感じさせる指導を工夫するとともに、すべての教育活動を通して、社会性や規範意識を醸成する。

(2) 生徒の取組

ア 温かい人間関係の中でお互いを認め合う学級生活を送る。

イ 生徒会活動や部活動などに積極的に参加し、名瀬中学校生徒としての自覚をもって生活する。

(3) 保護者の取組

ア 学年・学級PTA、PTA総会等に積極的に参加し、学校教育への理解を深める。

イ 家庭教育学級や教育講演会等に積極的に参加し、学びの場を共有する。

ウ PTA活動の登校指導等を通じて、直接学校における生徒の様子や教員の指導を見守る。

3 早期発見・対応の取組

(1) 校内体制の充実

ア 日頃から細かな情報交換を心掛け、生徒のサインやいじめの予兆を見逃さない指導態勢を確立し、職員間で情報共有に努める。

イ 毎週月曜日に生徒指導委員会を開催するとともに、その内容を放課後の終礼で報告し、生徒の実態について共通理解を図り、職員が連携して早期の対応に努める。

ウ 生徒や保護者がいじめにかかわる相談ができるよう、定期的な教育相談を実施する（6月、11月）するとともに、相談窓口を明確にする。（担任、教頭、養護教諭など）

(2) カウンセリングマインドと情報収集の徹底

ア 生徒との日常会話、溪流の志や学級設営等へのコメント記入などを通じて、生徒の受容的・共感的な理解に努めるとともに、気になる生徒の様子を複数の職員で見守る。

イ カウンセリングマインドを持ち、学校生活全体を通して、生徒一人ひとりのよさを認め合う指導に努める。

ウ 定期的ないじめアンケートを実施し、生徒の実態を把握する。（5月、9月、1月）

(3) 組織的な対応

ア いじめ等が疑われる事案については、管理職への報告を行った上で、複数の教員で慎重な対応に努めるとともに、被害・加害双方から聞き取りを行い、事実関係を正確に把握し記録に残す。

イ 家庭訪問を行う場合には、必ず複数の職員で対応し、生徒及び保護者に事実と今後の指導方針を伝え、連携して支援を行う。

ウ 必要に応じて警察や児童相談所など関係機関に情報提供するなど、連携した対応に努める。